資料2

進行管理の進め方

１　進行管理とは

(1)　障害者計画における進行管理

障害者計画の進行管理一覧表（資料３）の「進捗状況」欄に、事業の進捗度によって○△×の判定を行います。

今年度は計画期間の終了を迎えたため、平成２６年度の進捗状況を判定するとともに、総合評価を行います。

計画事業内容のとおり実施：○
計画事業内容の一部を実施：△
未実施：×

(2)　障害福祉計画における進行管理

障害福祉計画の進行管理一覧表（資料４）に基づき、平成２６年度の進捗状況について、計画量に対する達成状況を５段階（◎○□△×）で判定します。

計画量確保
８０%以上：◎　６０～７９%：○　４０～５９%：□　２０～３９%：△　１９%以下：×

２　進行管理の流れ

(1)　各委員の進行管理手順

事前に送付される各計画の進行管理一覧表を確認し、判定に関する意見をまとめておきます。

(2)　会議での進行管理手順

会長の進行により、各委員の意見等を確認しながら、両計画の進行管理を行います。

(3)　協議する際の留意点

「進捗状況」の判定については、「『事業内容』に即して平成２６年度の事業が実施されたか」という観点で判定します。事業内容に記載してある制度そのものの是非の判断、計画の良し悪しの評価とならないよう留意します。